

葛飾区医師会訪問看護ステーション運営規程

『事業の目的』

第1条

この規程は、一般社団法人葛飾区医師会(以下「本会」という。)が、開設する葛飾区医師会訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定老人訪問看護及び指定訪問看護並びに指定居宅サービスに該当する指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)が適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態及び要介護(支援)状態にあり、かかりつけの医師(以下「主治医」という。)が指定訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

『運営の方針』

第2条

1. ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図ると共に在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるよう努めるものとする。
2. ステーションは、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3. ステーションは、事業の運営にあたって、関係区市町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

『事業の運営』

第3条

1. ステーションは、この事業の運営を行うに当たっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく訪問看護計画書により、適切な訪問看護の提供を行う。
2. ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士(以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

『事業の名称及び所在地』

第4条

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称: 葛飾区医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地: 〒124-0012 東京都葛飾区立石 6-8-14 パークアベニュー1 階

『職員の職種、員数及び職務内容』

第5条

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者: 看護師若しくは保健師 1 名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。管理上支障がない場合は、ステーションの他の勤務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設などの職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員: 看護師、保健師
常勤換算 2.5 名以上(内 1 名は常勤とする。)
訪問看護計画書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士又は作業療法士: 必要に応じて雇用し配置する。
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護(在宅におけるリハビリステーション)を担当する。

『営業日及び営業時間等』

第6条

1. ステーションの営業日及び営業時間は、本会の職員就業規則に準じて定めるものとする。
 - (1) 営業日: 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間: 午前9時から午後5時までとする。
2. 通常24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

『利用時間及び利用回数』

第7条

1. ステーションが行う訪問看護の提供時間は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、2時間を超えないものとする。
ただし、利用者の状況により長時間加算を算定した場合はこの限りではない。
2. 利用者による訪問看護の利用は、医療保険の場合1週3日を上限とする。但し、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。
3. 前2項の規程にかかわらず、居宅サービス計画に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

『訪問看護の提供方法』

第8条

訪問看護の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。また、利用者の居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから本会及び関係機関等調整等を求め対応する。

『訪問看護の内容』

第9条

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養所の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助・食事(栄養)及び排泄等日常療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥創の予防・処置、カテーテル管理などの医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族支援に関すること
家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

『緊急時における対応方法』

第10条

1. 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
2. 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
3. その他自然災害による緊急避難勧告、避難指示が発令された場合は、提供内容を変更する場合がある。

『利用料等』

第11条

1. ステーションは、訪問看護の基本利用料として介護保険法及び健康保険法または、老人保健法に規定する厚生労働大臣が定める基準の額の支払いを利用者から受けるものとする。なお、当該訪問看護が法定代理受領サービスに該当するときは、その額の一割の額とする。
2. ステーションは、基本利用料の他、看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する場合には、その他の利用料として別表の額を利用者から受けるものとする。
 - (1) 第6条第1項に定める営業日以外に行う訪問看護
 - (2) 第6条第2項に定める営業時間以外に行う訪問看護
 - (3) 第7条第1項に定める訪問看護の提供時間が1.5時間を越えるとき
 - (4) 介護保健における訪問看護で、居宅サービス計画の変更ができないとき
 - (5) 訪問看護と連続して行われる死後の処置
 - (6) 事前に連絡のないキャンセルの場合
 - (7) 夜間緊急訪問出動時の交通費
3. ステーションは、利用者の実費負担の利用料として、訪問看護に要する交通費、おむつ代等の日常生活上必要な物品の費用を利用者から受けるものとする。但し、介護保険者に係る交通費は、次条に定める通常の業務実施地域以外の地域への訪問看護に限るものとする。
4. ステーションは、前3項に係る利用料の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区別する)について記載した領収書を交付するものとする。

5. ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、利用者またはその家族に対し、基本利用料及びその他の利用料の内容・金額等について説明し、その理解を得るとともに、第3項但し書きに定める交通費の受領に関しては、予め文書による同意を得なければならないものとする。

『通常業務を実施する地域』

第12条

ステーションが通常業務を行う地域は葛飾区とする。

『虐待防止に関する事項』

第13条

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図る
2. 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する
3. 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

『業務継続計画の策定等に関する事項』

第14条

1. ステーションにおいて感染症が発生、またはまん延しないように職員に対し感染症の予防及びまん延予防の為の研修や訓練を定期的実施して職員に周知徹底を図る
2. ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で利用者に対する早期の訪問看護業務再開を図る計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする
3. ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする
4. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする

『ハラスメント対策(就業環境の確保)の強化に関する事項』

第15条

1. ステーションは適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場や利用者宅において行われた性的な言動、また、優越的な関係を背景とした言動で、相当な範囲をこえたものに対して、職員の就業環境が害されることを防止するために、必要な措置を講じる

『その他運営についての留意事項』

第16条

1. ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図る為に次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - (1)採用3ヶ月以内の初任研修
 - (2)年2回の業務研修
2. 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
3. ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は介護福祉部運営委員会で決定し、理事会で承認を得るものとする。

『付 則』

1. この規程は、平成7年9月22日から施行する。
2. この規程の改廃は、医師会理事会の決議を経て行う。
3. 平成13年10月1日、改定。
4. 平成16年9月22日、一部改定。
5. 平成24年4月1日、一部改定。
6. 令和5年9月13日、一部改訂。